

教育委員会定例会資料
令和 7 年 12 月 2 日
教育部指導課・教育支援課

チャレンジクラスの設置申請について

1 概要

チャレンジクラスは、学びの多様化学校（不登校特例校）の東京都形態の一つであり、不登校生徒を対象として、東京都が認める場合にその実態に配慮した教育を実施する中学校の学級のこと。チャレンジクラスの認定を受けると東京都から在籍生徒数に応じた加配教員の配置及びチャレンジクラス設置時の学習環境整備費の補助を受けることができる。

2 目的

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、一人ひとりの生徒の状況に応じた支援を行うこと。

（参考）学びの多様化学校及び校内別室との違い

- ・チャレンジクラスは、学びの多様化学校と異なり、既存の学校施設を活用することで、財政的な負担を抑えることができる。また、学びの多様化学校は分教室型であっても、本校と同一の建物内に設置できないが、チャレンジクラスは原則として本校（設置校）と同一の建物内に設置できる。そのため、チャレンジクラスの教員と設置校のほかの教員が連携したり、チャレンジクラスの授業で設置校の施設（体育館や理科室）を活用したりすることが一層可能となる。
- ・校内別室では支援員等が見守り等を行うが、チャレンジクラスには正規の教員が配置され授業を行う。そのため、不登校生徒の自学自習を主とした校内別室での居場所支援に比べ、チャレンジクラスでは、不登校生徒の学習内容の定着をより一層図ることができる。

3 開設予定年月日、設置校及び学級数

令和 8 年 4 月 1 日、第五中学校、3 学級（各学年 1 学級）

4 対象生徒

武蔵野市立学校に在籍又は武蔵野市在住の児童生徒で以下のいずれかにあてはまる児童生徒（児童は、翌年度に中学 1 年生になる小学 6 年生が対象）

- (1) 年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、身体的又は社会的要因・背景により、登校しない又はしたくてもできない状況にある者（ただし、

裏面あり

病気や経済的な理由によるものを除く。)

(2) 断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる者

※ チャレンジクラスは、特別支援教育を目的とした学級ではない。

5 主な特徴

(1) 新しい環境での学び

生徒の別の環境で学びたい気持ちを支援する。第五中学校以外の中学校区に在籍する生徒も入級することができる(転校の手続が必要)。

(2) 教員によるゆとりある授業

少人数の環境の中で正規の教員が授業を行う。生徒の状況に合わせ、1日4コマ程度のゆとりある生活時程の中で学習を進める。

(3) 相談支援体制

定期的に本人や保護者と面談しながら個別の支援計画を立てる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談をすることもできる。

6 入級手順

(1) 相談申請

保護者は、在籍校の校長にチャレンジクラスへの入級希望を伝え、面談した後、入級申請書を提出する。

(2) 体験入級(※初年度の実施方法については検討中)

生徒は、2週間程度の体験入級を行う。

(3) 入級審査

教育委員会は、入級に係る審査会を開催し、チャレンジクラスへの入級の可否を保護者に通知する。

7 予算

備品購入費及び消耗品費(必要な物品、購入時期及び金額については、現在調整を行っている。)

8 今後のスケジュール(案)

令和7年

12月 教育委員会定例会での報告、市議会への資料送付、保護者への周知、保護者説明会の実施

令和8年

1月 入級申請受付、入級審査

2月 入学説明会、入級手続の実施

3月 教育委員会定例会での報告、市議会文教委員会での行政報告、教室環境の整備

4月 チャレンジクラス開設